

令和5年度 大田区 認証保育所の指導検査

概要編

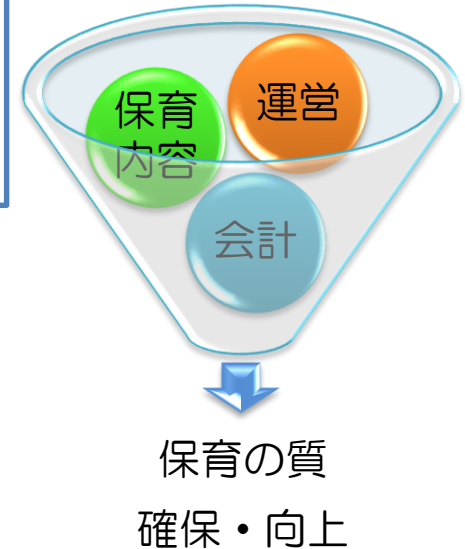
大田区こども家庭部保育サービス課指導検査担当

指導検査 概要編

- 大田区の認証保育所指導検査の目的と法的根拠 ・ 1
- 大田区における運営基準と検査の範囲 ・ ・ ・ ・ ・ 2
- 区の立入調査（指導検査）の流れ ・ ・ ・ ・ ・ 3
- 令和4年度主な指摘・指導事項（認証保育所） ・ 4
- 令和5年度指導検査の重点項目 ・ ・ ・ ・ ・ 5
- 大田区指導検査結果の公表 ・ ・ ・ ・ ・ 6

1-1 大田区の認証保育所指導検査の目的と法的根拠

- 保育所等における子どもの安全管理や適切な保育・支援の実施の重要性はますます大きくなっており、保育の質の確保と更なる向上を目指すためにはこれまで以上に指導検査の確実な実施が求められている。（指導検査実施方針）



■ 立入調査（指導検査）の法的根拠

（1）子ども・子育て支援法第30条の3において準用する第14条 及び同法第58条の8

※ 令和元年10月から幼児教育無償化の対象となる認可外保育施設が
市区町村の指導検査の対象となった。この施設を「特定子ども・子育て支援施設等」という。

■ 立入調査（指導検査）の根拠

（2）大田区認証保育所事業実施要綱第6条（助言及び指導）

区長は、東京都認証保育所事業実施要綱16に定める指導検査を行うほか、次に掲げる事項について
設置者に対して報告を求め、助言又は指導をすることができる。

- ① 保育内容等に関すること。
- ② 事故、過失等があった場合は、その内容に関すること。
- ③ その他区長が必要と認めること。

1-2 立入調査（指導検査）の根拠

■ 立入調査（指導検査）の根拠 （3-3）

（3）東京都認証保育所事業実施要綱 16（指導監督）

設置者は、児童福祉法等に基づく、東京都及び区市町村の指導監督に応じなければならない。指導監督は、原則として別に定める基準により行う。（以下省略）

└───┬───> 「東京都認証保育所指導監督基準」（東京都福祉保健局のホームページで公表）

（4）東京都認証保育所事業実施要綱 20（東京都及び区市町村の調査等）

設置者は、16及び18で定める指導監督のほか、この要綱、細目及び区市町村で定める認証保育所運営費等補助金交付要綱など、東京都及び区市町村が定める認証保育所事業に関する各種規程における基準等の内容を設置者に遵守若しくは維持・継続させるために、東京都及び市区町村が、設置者に対して必要な報告を求める場合及び調査（立入調査を含む）を行う場合には、これに応じなければならない。

（5）大田区認証保育所運営費等補助要綱第25条（実地調査等）

区長は、認証保育所に関し必要があるときは、いつでも設置者に報告を求め、又は職員をして実地に調査させることができる。

2 区長は、設置者に対し、施設の改善、保育内容その他認証保育所の運営に関し指導又は助言をすることができる。

2 大田区における運営基準と検査の範囲

■ 東京都の要綱

- ・ 東京都認証保育所事業実施要綱（平成13年5月7日 12福子推第1157号）
- ・ 東京都認証保育所事業実施細目（平成16年1月22日 15福子推第1032号）

■ 大田区の要綱

- ・ 大田区認証保育所事業実施要綱（平成13年9月21日決定）
- ・ 大田区認証保育所運営費等補助要綱（平成13年9月21日決定）

■ 大田区の検査の範囲は関係法令、自治体からの通知等も適用し、以下のとおり。

- ①施設の利用手続き、経理内容、運営費の請求、利用者負担額等の受領に関する内容
- ②管理運営に関する内容（規程の作成、記録の整備、保育の内容、衛生管理、苦情解決など）
- ③設備・人員に関する内容（面積、職員配置など）
- ④他法（消防法、労働基準法等）に関する内容

■ 指導監督に関する基準

- ・ 東京都認証保育所指導監督基準（東京都福祉保健局指導監査部制定）
- ・ 大田区特定子ども・子育て支援施設等指導検査基準(令和2年7月16日 2こ保第11557号)

3 区の立入調査（指導検査）の流れ

1 一般的な確認指導の流れ （子ども・子育て支援法第30条の3において準用する第14条）

- ① 検査対象施設に対し、検査実施通知を送付（3～4週間前）
- ② 実地検査の実施（**検査は1日（午前9時30分～午後4時）を予定**）
- ③ 検査結果通知の送付
- ④ 改善状況報告書の提出（文書指摘がある場合）
- ⑤ 改善状況報告書の確認（再提出）

次回検査
への反映

改善等がなされていないと判断した場合、再指導等

2 確認監査の実施 （子ども・子育て支援法第58条の8） 上記1番の指導から監査に移行する場合あり

- ① 著しい運営基準への違反が確認された場合
- ② 施設等利用費等の請求に著しい不正が疑われる場合
- ③ 意図的な隠ぺい等の悪質な不正が疑われる場合

※必要に応じ「事前通告なく」監査を行うことがある

（ア）改善勧告、改善命令 （子ども・子育て支援法第58条の9）

（イ）確認の取消し等 （子ども・子育て支援法第58条の10）

4-1 令和4年度 主な指摘・指導事項（認証保育所）

■ 運営管理・会計経理

No	文書指摘	件数
1	保育室で使用していたじゅうたん等が、防災性能を有していなかった。	3
2	避難訓練及び消火訓練を月1回以上実施すべきところ、実施していない月があった。	2
3	関係機関への緊急通報訓練が1年以内に1回も実施されていなかった。	2
4	施設長は施設の管理業務に専任すべきところ、施設長が他の業務を兼任していた	1
5	早番と遅番の時間帯において、常勤保育士が1名も配置されていない日があった。	1
6	勤務実績がわかる書類が作られていなかった。	1
7	救命講習を過去3年以内に受講した保育従事者がいない。	1
	合計	11

4-2 令和4年度 主な指摘・指導事項（認証保育所）

■ 保育内容

No	文書指摘	件数
1	窒息の可能性のある玩具、小物等が保育環境下に置かれていないかなどについて、定期的に点検していなかった。	4
2	入所している者の食事を調理する者及び調乳を行う者については、毎月検便を実施すべきところ、検便結果が確認できない月があった。	2
3	乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策を適切に講じていなかった。	2
4	事故報告を区に速やかに報告していなかった。	2
5	入所時の健康診断を実施しなければならないところ、未実施だった。	2
6	早番の時間帯において数分間常勤有資格者が配置されていない日が1日あった。	1
7	少なくとも1年に2回の定期健康診断を実施しなければならないところ、未実施の児童がいた。	1
	合計	14

- (1) 職員配置基準に定める職員の数及び資格を満たしているか
- (2) 職員の状況を把握するため、雇用契約書、出退勤記録等が適正に整備されているか
- (3) 消防計画に基づく避難訓練、救命救急訓練等の安全対策を実施しているか
- (4) 安全計画を適切に策定・周知し、児童の安全確保に努めているか
- (5) 通園のための自動車の運行については、ガイドラインに適合する児童の見落としを防止する装置を装備しこれを用いて児童の所在を適切に確認しているか。

5-2 令和5年度 指導検査の重点項目（保育内容）

1. 児童一人一人に応じた保育の徹底

- (1) 子どもの人権に十分配慮し、子ども一人一人の人格を尊重した適切な保育がなされているか。
- (2) 子どもの個人差に配慮し、一人一人の発達過程に応じた保育がなされているか。
- (3) 食物アレルギー等の児童の状況に応じた食事の提供が適正に行われているか。
- (4) 子どもの健康状態を適正に把握しているか。
- (5) 児童虐待対応等について、適正に行われているか。
- (6) 保育の記録・自己評価に基づき、保育所児童保育要録の作成、小学校への送付を行っているか。
- (7) 保護者との連絡を適切に行い、家庭との連携を図るよう努めているか。

2. 安全対策の徹底及び事故発生時の対応

- (1) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策が適正になされているか。
- (2) 食事中の誤嚥及び窒息等の事故防止対策が徹底されているか。
- (3) 安全点検を実施し、文書として記録するとともに職員と共有し、子どもの誤飲等の事故防止対策を徹底しているか。
- (4) 各園で策定した安全計画に基づき、散歩等の園外保育時、プール・水遊び時、その他、保育中の事故防止対策が徹底されているか。
- (5) 上記(1)～(4)にかかる事故発生時の対応等が適切に行われているか。
- (6) 感染症、食中毒等の予防対策が徹底されているか。

6 大田区指導検査結果の公表

(1) 指導検査の結果を大田区ホームページで公表 (大田区指導検査実施要綱第19条第2項)

【公表の目的】

- ①保育所・保育施設の事業運営主体や職員が自主的な改善の取組みができるよう促す。
- ②保育事業運営の透明性の向上を図り、保育所・保育施設に対する区民の理解を得る。
- ③保育事業に携わる方が、問題の早期発見と自主的な改善の取組みに有効に活用できるよう促し、これにより一層、区民の理解を得る。

(2) 公表方法、時期、及び内容

- ①大田区ホームページ (HP ⇒ 生活情報 ⇒ 子ども ⇒ 保育 ⇒ 保育施設の指導検査)
- ②検査実施翌年度の10月頃に公表
- ③ホームページに掲載する際は、以下の項目を表にまとめて掲載

- ① 施設所在地
- ② 施設名称
- ③ 設置者
- ④ 検査実施日
- ⑤ 指摘事項の有無
- ⑥ 文書指摘の内容
- ⑦ 改善状況 (改善済、改善中、未改善) 等

(3) その他の公表事項

(2) の公表に先立ち、福祉部が実施する社会福祉法人及び介護・障がい福祉サービス事業者に対する指導監査の結果と、こども家庭部が実施する保育事業者に対する指導検査の結果を取りまとめた「社会福祉法人・福祉サービス事業者等指導監査(検査)結果報告書」を、福祉部のホームページに掲載しています。

大田区ホームページ (HP ⇒ 生活情報 ⇒ 福祉 ⇒ 社会福祉法人・福祉サービス事業者等の指導監査(検査) ⇒ 指導監査(検査)結果報告書)